

浦添市立児童センターにおけるランドセル来館に関する実施要綱

制定 令和4年 4月 1日

(目的等)

第1条 この要綱は浦添市立児童センターでのランドセル来館を実施し、家庭の事情で放課後家庭で保育できない場合や、帰宅をすることで児童センターを利用できない児童を直接児童センターに来館することができるようにすることで、保護者が安心して子育てができる環境をつくる事を目的とする。

(定義)

第2条 「ランドセル来館」とは、児童が下校後に、一旦帰宅することなく、直接児童センターを利用することを言う。

(対象者)

第3条 ランドセル来館が利用できる児童は市内の小学校在学の1年生から6年生までの児童で次の各号のいずれかに該当するものとし、ランドセル来館利用承諾書(様式1号)の承諾をすることを条件とする。

- (1) 家庭の事情等により放課後家庭での保育が困難な世帯
- (2) 児童センターのクラブ活動等の参加するにあたり帰宅してからの来館が困難な児童(当該クラブ活動等がある日のみとする)
- (3) 学童クラブへの入所申込をしたが待機となっている低学年の児童(但し、学童クラブの空きがでた場合は速やかに学童クラブへの入所を行うこと)

(利用時間)

第4条 利用時間は放課後から来館児童の帰宅促し時間とし、帰宅促し時間は次のとおりとする。

- (1) 2月から10月は午後5時45分
- (2) 11月から1月は午後5時30分

(申込方法)

第5条 利用を希望する児童センターに次の各号の書類を提出し、児童センター職員と保護者及び児童と一緒に面談を行うものとする。

- (1) 浦添市児童館の設置及び管理に関する条例第10条第1項に定める登録申請
- (2) ランドセル来館利用承諾書(様式第1号)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(利用人数)

第6条 一時的な受入れを除き各館おおむね15人までの受入れとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、こども政策課、各児童センター及び保護者との協議により定める。

様式第1号（第5条関係）

ランドセル来館利用承諾書

浦添市長 殿

児童センターのランドセル来館を利用するにあたり、以下について承諾します。

記

1. 来館時の保険について

学校からの通学路にない場合は、学校から児童センターへの道中のケガ等が保険の対象とはなりません。必要であれば自己加入してください。（児童センターから自宅までは児童センターの保険の対象となります。）

2. 学校への情報提供について

ランドセル来館利用の旨を小学校へ情報共有します。

3. 入退館の管理について

児童センターは自由来館となっていますので、他利用の児童と同じように管理します。（学童クラブのように出欠確認及びそれに伴う連絡は行いません。又、ランドセル等の持ち物は自己管理となります。）

4. 送迎等について

閉館時間になりましたら他児童と同じように帰宅となります。児童の送迎等については保護者責任のもと行ってください。（閉館時間を過ぎての児童センターでの対応はできません。）

5. 休館等について

感染症等の対策に伴い開館時間の変更や休館になる場合があります。

以上

令和 年 月 日

児童名 _____

保護者 _____ (印)